

# あなたのお店に

## 消火器はありますか？



～飲食店を営業されている皆様へ～

天草広域連合消防本部からお知らせ

2016年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模な火災を受けて、飲食店に対しての消防法令が改正されました。

これにより、**小規模な飲食店**にも**2019年10月1日**からは、**消火器具**の設置が必要となります。



### 消火器具の設置が必要な飲食店

改正前(2019年9月30日まで)

延べ面積 **150㎡以上**で設置が必要

改正後(2019年10月1日以降)

コンロやフライヤーなどの  
**火**を使用する  
設備・器具が



ある

**規模にかかわらず設置が必要\***

ない

延べ面積が**150㎡以上**ならば設置が必要

・熱源が電気だけの設備・器具（IHコンロなど）は、直接火を使用するわけではないので「火を使用する設備又は器具」に含まれません

#### ※次の装置等がある場合は消火器具の設置が免除されます

(あくまでも延べ面積150㎡以上の飲食店には消火器具が必要です)

- ・ **調理油過熱防止装置 (Si センサー)**  
鍋の温度の過度な上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止する装置
- ・ **自動消火装置**  
厨房設備の火災を自動的に感知し、消火薬剤等を放射して火を消す装置
- ・ **圧力感知安全装置 (カセットコンロ)**  
過熱によるカセットボンベの圧力上昇を感知して、自動的にボンベを外す装置

該当する飲食店では**10月1日**から設置が必要です。  
**9月30日まで**に設置をお願いします。



#### お問い合わせ先

詳しくは消防本部またはお近くの消防署・分署へお問い合わせください

(カッコ内はそれぞれの消防署の管轄です。各町の方署へのお問い合わせもどうぞ)

- 消防本部予防課 TEL 0969-22-3305
- 中央消防署 TEL 0969-22-3376 (本渡、栖本、有明、御所浦、倉岳、新和、五和、苓北)
- 北消防署 TEL 0964-56-1048 (大矢野、松島、姫戸、龍ヶ岳)
- 南消防署 TEL 0969-73-2519 (牛深、天草、河浦)